

## 第9回接続委員会 議事概要

日時 平成22年3月23日(火) 16:00~17:20  
場所 総務省共用会議室2(10F)  
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、  
関口委員、藤原委員、森川委員  
事務局 福岡電気通信事業部長  
(総務省) 淵江事業政策課長  
古市料金サービス課長、  
村松料金サービス課企画官、  
安東料金サービス課課長補佐、  
山野料金サービス課課長補佐

### 【議事要旨】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(NGNに係る平成22年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置)について(電気通信事業部会への報告書(案))
  - 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
  - その結果、報告書(案)を一部修正の上、次の電気通信事業部会に報告することとなった。
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定)について(電気通信事業部会への報告書(案))
  - 総務省から資料説明が行われた後、報告書(案)について、調査・検討が行われた。
  - その結果、報告書(案)のとおり、次の電気通信事業部会に報告することとなった。

### 【主な発言等】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(NGNに係る平成22年度の接続料の改定及び電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る接続約款の措置)について(電気通信事業部会への報告書(案))

酒井主査代理：「～で検討を行うことが適当である」との書きぶりについて、考え方1では全体の検討は総務省に対して「やりなさい」と書いてあるのに対し、アクティブやQoSを考慮したドライバなどの各論はNTTに対してのみ「やりなさい」と述べている。当該各論に関しても最終的には総務省も何らかの対応を行うこととなるのか。

事務局：コストドライバ研究会の報告書においても、QoSや帯域等換算係数については変動要因があるため今後もNTT東西において検討を深めるべきとしている経緯を踏まえ、NTT東西に検討を求めているもの。検討を経てNTT東西から接続約款の変更申請がなされた際には、総務省においてその申請内容を検討した上で当審議会に諮問を行うという手順を踏むこととなる。

酒井主査代理：今のところNTTの宿題という形になっているのか。

事務局：今後IP系の設備については市場価格の変動があり、QoSについても設定の仕方に変更の余地があるため、NTT側で検討を深めることとしている。

相田委員：考え方27の支障移転に関する考え方で、「個々の事情により異なるため、接続約款に規定する必要はない」とあるが、個々の事情によって異なるからこそ約款に定めるべきとの論理も成り立つので、「個々の事情により異なるため、接続約款に規定することは困難であるが」や「個々の事情により異なるため、接続約款に規定することは適当でないが」などの表現の方が適切であると思う。

東海主査：「個々の事情により異なるため、接続約款に規定することは適当でないが」という表現が適当と思うが、これでよろしいか。

相田委員：了。補正申請の概要も簡潔に教えてほしい。

事務局：補正前の接続約款変更案では、WDMの接続インターフェースについてそれぞれ例示が掲げられていたが、読み方によってはこれしかインターフェースを規定していないという誤解を生じる可能性があった。補正申請では、例示であることを明確化するためにこの項目を削除するという技術的な修正などを施している。

東海主査：考え方について2か所の修正を行ったが、あくまで修辞上の修正であるので、対応は事務局に任せたい。当該2か所の修正を施した上で、3月17日の電気通信事業部会に報告することとしたい。(異論なし)

## ②東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成22年度の接続料等の改定）について（電気通信事業部会への報告書（案））

東海主査：これまで減少傾向にある接続料だが、結果として、H22ACは上昇せざるを得ないのか。何年ぶりの上昇となるのか。

事務局：NTSコストの段階的付け替えがH17ACからH21ACまで続いたため、この間は接続料が減少していた。それ以前のH16ACからH17ACでは上昇しており、

今回のLRIC接続料の上昇は5年ぶりとなる。

東海主査：NTSコストの付け替え効果がこれまではあったが、逆にFRT-GC間コストがユニバーサルサービス制度との関係で付け戻っているということもあり上昇したということかと思う。分子のコストについては、長期増分費用モデル研究会で効率化の観点等から議論され、また、毎年最新の入力値に更新されているのでよい。問題は、分母のトラヒックの減少ということになるが、これはどこかで制度的に整理すべきである。接続委員会では、政策論ではなく現行の枠組みから考えるべきだと思うが、今後、料金水準について重く受け止め、利用者料金にどう影響するかということを考えなくてはならない。今回については、現行の枠組みではこう計算せざるを得ないということかと思う。

関口委員：考え方2については、NTSの付け替えがH21ACで終われば、その後、接続料は上がるというのは分かっていたので、このとおりとしか言えないと思う。考え方3については、長期増分費用方式による費用より実際費用の方が小さいのでLRICを止めて実際費用にすべきという意見であるが、前回の接続委員会で実際費用に基づく接続料に関しても凍結すべきという意見が出ていた。つまり、これは一時しのぎであり、実際費用方式にしてもレガシー系のサービスについては需要減が続き、やがて料金は上がっていくので、解決策にはならないと思う。考え方3は、真正面から意見に答えているのでよいと思うが、その先の課題についても考えておく必要がある。それは、現行の事業法の中での競争政策として、コストベースという考え方を放棄するのではないということである。直接の回答とはずれるが、ここについても触れておきたい。また、実際費用と長期増分費用方式による費用との乖離については、平成19年の答申では実際費用の減価償却費は下げ止まるということだったかと思うが、当時から3年経っているため、ここについては今後検証していく必要があると思う。

東海主査：今回の整理としては、考え方3はこれでよいと思う。接続委員会の議論ではないが、制度的には全体を見渡していく必要があり、喫緊の課題であるということも歴然としていると思う。このことについても、考え方で触れられているのでよいと思う。

東海主査：以上をふまえ、今回の考え方の整理はご了承いただけたと考えることから、報告書（案）のとおり、3月29日の電気通信事業部会に報告することとしたい。（異論なし）

以上